

サウジアラビアにおける個人データ保護法（2）

（2023年3月）

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ドバイ事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地法律事務所 Afrigi & Angell（西村あさひ法律事務所ジャパンデスク）に作成委託し、2023年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Afrigi & Angell（西村あさひ法律事務所ジャパンデスク）は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Afrigi & Angell（西村あさひ法律事務所ジャパンデスク）に係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

1. サウジアラビアにおける個人データ保護法

「サウジアラビアにおける個人データ保護法（1）」で紹介したとおり、サウジアラビアでは、事業分野を問わず、一般的に適用される個人データ保護法が、2021年9月24日に公表され、現在2023年3月17日が施行予定日とされています。

個人データ保護法の施行後は、サウジアラビア居住者の個人データを取り扱う企業は、サウジアラビア国外に所在する場合であっても、個人データについて、サウジアラビア個人データ保護法の遵守を意識した取り扱いを行う必要があります。

今後公布される予定の個人データ保護法の施行規則（以下、「施行規則」）の内容を確認する必要がありますが、本報告書では、サウジアラビアの個人データ保護法上のデータ管理者の義務およびデータ主体の権利について説明します。

2. データ管理者の義務

(1) データ処理者の選任に関する義務

データ管理者は、データ処理者を選任する場合、法律及び施行規則の実施に問題のない適格な事業体を選任し、個人データの保護に関する指示の遵守状況を確認しなければならない等、一定の義務を負います（8条）。

(2) プライバシーポリシー

データ管理者は、個人データのプライバシーポリシーを策定し、データ収集前の確認のために、データ主体に提供する必要があります（12条）。プライバシーポリシーには、収集の目的、収集する個人データの内容、個人データの収集方法、保管方法、処理方法および破棄方法、また、個人データに関連するデータ主体の権利および当該権利の行使方法が定められなければなりません（同）。

プライバシーポリシーの策定は、ほかの中東湾岸諸国における個人データ保護法上は、求められておりませんが、サウジアラビアの個人データ保護法においては、データ管理者の義務となることに留意が必要です。

(3) データ収集時の通知

データ管理者は、データ主体から直接個人データを収集する場合、データの収集を開始する前に、以下の事項をデータ主体に通知するための適切な手段を講じなければなりません（13条）。通知が必要な事項は、EUの一般データ保護規則（General Data Protection Regulation）（以下、「GDPR」）において、個人データ取得時に、データ主体に対して、提供が必要となる事項に類似します。

- ① 個人データを収集するための法的または実務的な正当化事由。
- ② 個人データを収集する目的、その全部または一部の収集が義務的か任意的か、および、個人データ保護法10条に定める場合
（「サウジアラビアにおける個人データ保護法（1）」（2）処理に関する条件参照）を除き、個人データが、収集目的と矛盾する方法で後に処理されないこと。
- ③ 収集が安全のためである場合を除き、個人データ収集者の素性と、必要な場合には、住所。
- ④ 個人データが開示される事業体、その適正、および個人データが国外で移転、開示または処理されるか否か。
- ⑤ 個人データ収集手順を完了しない場合に考えられる影響と危険性。
- ⑥ 個人データ保護法4条に規定されるデータ主体の権利（後記3「データ主体の権利」参照）。
- ⑦ 施行規則によって定められるその他の事項。

(4) 個人データの処理における十分な手続きの実施

データ管理者は、データの正確性、完全性、最新性、および法律に従って収集された目的との関連性の検証のために十分な手続きを実施せずに、個人データを処理することはできません（14条）。

(5) 個人データの開示

データ管理者は、以下の場合を除いて、個人データを開示できないとされています（15条）。

- ① データ主体が、法律の規定に従って、開示に同意した場合。
- ② 個人データが公開ソースから収集された場合。
- ③ 開示を要求する事業体が公的機関である場合において、安全上の目的で、ほかの法律の実施のため、または司法要件を満たすためである場合。

- ④ 公衆衛生もしくは安全を保護するため、または特定の個人の生命もしくは健康を保護するために開示が必要な場合。
- ⑤ 開示が、個人データ主体またはその他の個人の識別に繋がらない方法による後の処理に限定される場合。

(6) データの修正または更新等の場合の転送先への通知

データの誤りが修正された場合、不足が補完された場合、または個人データが更新された場合、データ管理者は、当該データが転送された他の当事者に変更を通知し、その変更を利用できるようにする必要があります（17条1項）。

(7) 個人データの破棄

データ管理者は、一定の場合を除き、収集の目的が消滅した場合、ただちに個人データを破棄しなければなりません。ただし、データ主体の特定に繋がるすべてのものが削除された場合には、収集目的の消滅後もデータを保持することができます（18条1項2項）。

(8) 個人データ保護措置

データ管理者は、施行規則に従って、個人データの保護のために必要な組織的、管理的および技術的措置を導入しなければなりません（19条）。

(9) 個人データの漏洩等の場合の通知

データ管理者は、個人データの漏洩もしくは破損、または個人データへの違法アクセスの発生を認識した場合、ただちに、管轄当局に通知しなければなりません（20条1項）。GDPRにおいては、個人データ侵害が自然人の権利および自由に対するリスクを発生させる恐れがなければ、管轄当局に対する通知の必要はありませんが、サウジアラビアの個人データ保護法には、文言上はそうした例外はありません。また、認識後、ただちに報告が求められており、GDPRに定められる72時間以内等、具体的な期間の定めはありません。

また、個人データの漏洩もしくは破損、または個人データへの違法アクセスの発生により、個人データまたはデータ主体に深刻な損害が発生する場合、データ管理者は、当該個人にただちに通知しなければならないとされています（20条2項）。

GDPR では、個人データ侵害が自然人の権利および自由に対する高いリスクを発生させる可能性がある場合に通知が必要ですが、サウジアラビアの個人データ保護法では、個人データまたはデータ主体に深刻な損害が発生する場合に、通知が必要になります。また、管轄当局に対する通知と同様、ただちに通知が求められており、不当な遅滞のない通知を求める GDPR よりも通知に時間的近接性が求められると考えられます。

(10) データ保護影響評価

データ管理者は、管理者が実施する活動の性質に応じて、公衆に提供される製品またはサービスの個人データの処理結果を評価しなければならないとされます（22 条）。もっとも、施行規則において、必要な条項を定められるとされ（同条）、いかなる場合にデータ保護影響評価が必要となるのかはまだ明らかではありません。

(11) 健康データ・信用データの処理

健康データおよび信用データについては、施行規則で管理や手続きに関する追加的な条項が定められるとされます（23 条及び 24 条）。

(12) 販促資料等の送信

データ管理者は、以下を満たす場合を除き、データ主体の個人的な通信手段（郵便および電子アドレスを含みます）を使用して、販促資料または啓発資料を送信することはできません（25 条）。

- ①受信者から当該資料の送信について、同意を得ること。
- ②資料の送信者は、受信者が資料の送信停止を希望するための明確な仕組みを提供すること。

(13) マーケティング利用

センシティブデータを除き、個人データは、データ主体から直接収集され、データ主体が、法律の規定に従って同意する場合、マーケティング目的で処理することができるとされます（26 条）。データ管理者は、個人データをマーケティング利用する場合、データ主体から直接データを収集し、また、データ主体の同意を取得する必要があります。

(14) データ保護責任者

データ管理者は、個人データ保護法及び施行規則の遵守について責任を持つ従業員を 1 名以上選任しなければならないとされています (30 条 2 項)。

(15) 所轄官庁への協力

データ管理者は、管轄当局が個人データ保護法および施行規則の適用に関する監督を実施するために管轄当局に協力しなければならないとされ、管轄当局が必要な文書または情報を求める場合には、応じなければなりません (30 条 3 項)。

(16) 記録の保持

データ管理者は、管轄当局からの要請に応じて利用できるように、施行規則で指定された期間、データ管理者が実施する活動の性質に応じた個人データ処理の記録を保持しなければなりません (31 条)。

(17) ポータルへの登録

データ管理者は、管轄当局がデータ管理者による個人データ保護法および施行規則の遵守を監督するために構築する電子ポータルに登録しなければなりません (32 条 2 項)。

3. データ主体の権利

個人データ保護法上、データ主体には、以下のような権利が認められます (4 条)。

(1) 通知受領権

データ主体は、個人データを収集するための有効な法的または実務的な正当性とその目的、および収集の目的と矛盾する方法または個人データ保護法 10 条に定める場合 (前号 33.

(2) 「処理に関する条件」参照) 以外の場合で、データを処理してはならないことなどについて、通知を受ける権利を有します (4 条 1 項)。

(2) 情報取得権（アクセス権）

データ主体は、データ管理者が利用できる個人データにアクセスする権利を有します。これには、データへのアクセスのみならず、記録の内容と明確かつ同一の様式で、無償のコピーを取得できることが含まれます（4条2項）。

(3) 個人データの修正、完成または更新要求権

データ主体は、データ管理者が利用できる個人データの修正、完成または更新を要求する権利を有します（4条3項）。

(4) データの破棄要求権

データ主体は、個人データ保護法 18 条の規定（前記 2. (7) 「個人データの破棄」参照）を害することなく、既に不要になったデータ管理者が有する個人データの破棄を要求する権利を有します（4条4項）。

(5) その他の権利

データ主体は、その他施行規則に定められる権利を有します（4条5項）。